

マイナード制度の概要

税理士
宮本 雄司

number
7

特定個人情報の適正な取扱いの具体的指針を定めるものとして、平成26年12月11日に特定個人情報保護委員会(<http://www.ppc.go.jp/>)から「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」(別冊)金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)、「個人番号」を取り扱う事務に関するものとして、平成26年12月11日に特定個人情報保護委員会(<http://www.ppc.go.jp/>)

ガイドライン(事業者編)の概要

者が主として従業員等の個人番号を取り扱う事務に関する指針が定められています。別冊の金融業務におけるガイドラインでは、金融分野における金融機関が顧客から個人番号の提供を受け、これを利子等の支払調書に記載して税務署に提出する事務、保険会社から代理店への委託事務や激甚災害が発生したときに金融機関が金銭を支払うために、例外的に利用目的を超えて個人番号を利用する事務等に関する指針が公表されました。

従業員等の個人番号などの取扱い 具体的な指針やQ&Aを公表

示されています。
ガイドラインにおいて「しなければならない」「してはならない」と記述されている事項に従わなかった場合、法令違反となる可能性があります。一方、「望ましい」と記述されている事項に従わなくとも、直ちに法令違反となることはありません。可能な限り対応することが望まれる事項です。

なお、特定個人情報に関しては、個人情報保護法に特段の規定がなく個人情報保護法が適用される部分については、個人情報保護

番号法だけではなく、死者の番号も含まれます。

・「特定個人情報」とは、個人番号(※)をその内容に含む個人情報をいいます。個人番号も特定個人情報に該当します。個人情報は原則と

報に限られますので、特定個人情報には死者の個人番号その他他の情報は含まれません。

(※)個人番号に対応して、住民票コード以外のものを含みます。例えば、個人番号を一定の法則でアルファベットに変換したもの、並べ替えたもの等が含まれます。

・「特定個人情報等」とは、個人番号及び特定個人情報を変換して得られる番号です。各住民を識別するために指定されます。生存する個人の番号だけでなく、死者の番号も含まれます。

・「従業員」は源泉徴収票等の作成事務のために事業者に個人番号を提供する立場の使用者等を指し、「従業者」は特定個人情報の適正な取扱いに関し事業者から指揮監督を受ける立場の使用者等を指しています。

ガイドライン(事業者編)の構成は、番号法の条文に即しており、事業者が個人番号